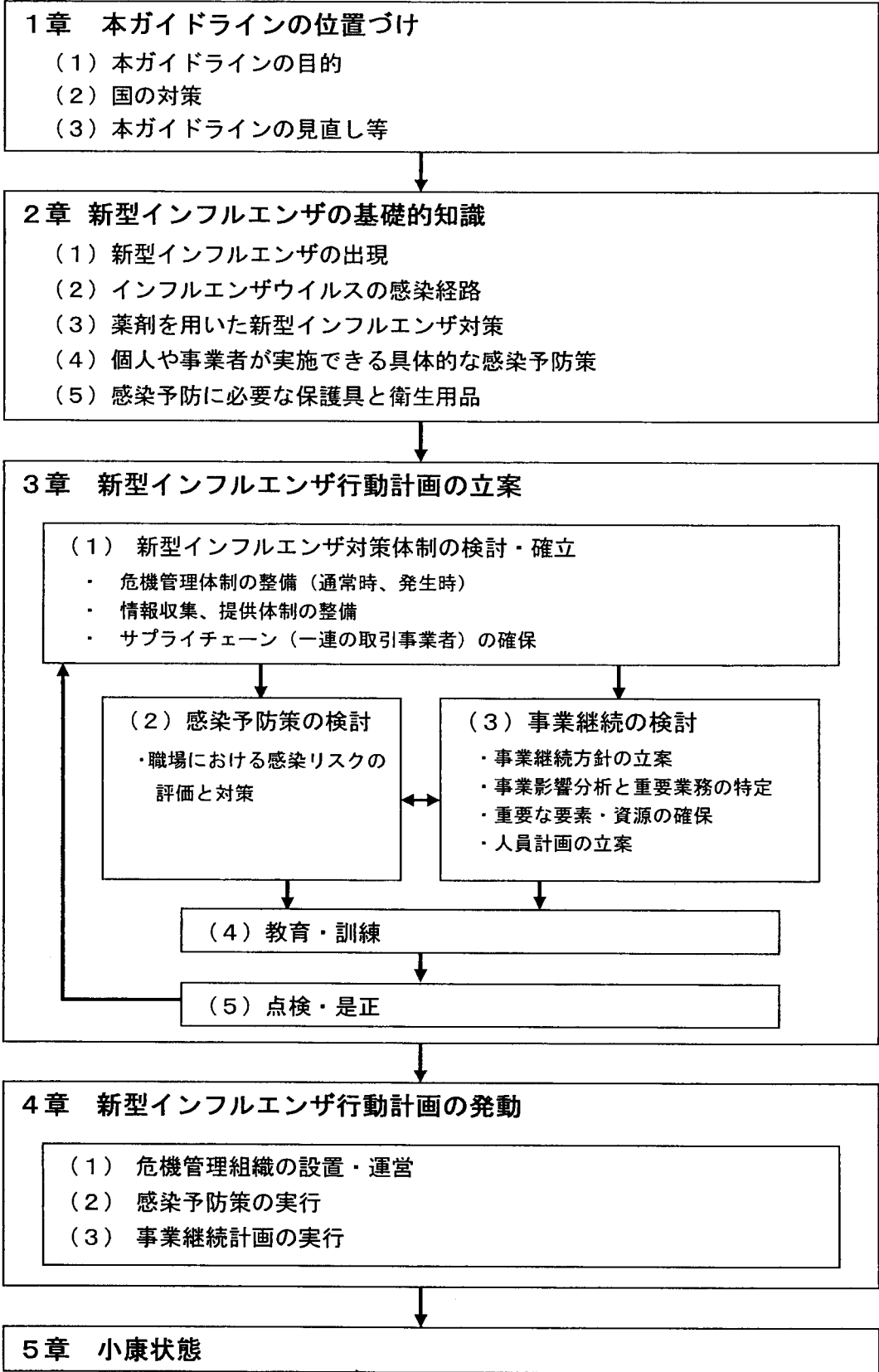


事業者・職場における新型インフルエンザ対策 ガイドライン（改定案）



目 次

1. 本ガイドラインの位置づけ.....	1
(1) 本ガイドラインの目的.....	1
(2) 国の対策.....	1
(3) 本ガイドラインの見直し等.....	2
2. 新型インフルエンザの基礎的知識.....	3
(1) 新型インフルエンザの出現.....	3
(2) インフルエンザウイルスの感染経路.....	7
(3) 薬剤を用いた新型インフルエンザ対策.....	8
(4) 個人や事業者が実施できる具体的な感染予防策.....	9
(5) 感染予防に必要な保護具と衛生用品.....	12
3. 新型インフルエンザ行動計画の立案.....	18
(1) 新型インフルエンザ対策体制の検討・確立.....	18
(2) 感染予防策の検討.....	20
(3) 新型インフルエンザを対象とした事業継続の検討.....	23
(4) 教育・訓練.....	34
(5) 点検・是正.....	35
4. 新型インフルエンザ行動計画の発動.....	36
(1) 危機管理組織の設置・運営.....	36
(2) 感染予防策の実行.....	37
(3) 事業継続計画の実行.....	40
5. 小康状態.....	43
6. 参考資料.....	44

1. 本ガイドラインの位置づけ

(1) 本ガイドラインの目的

- 本ガイドラインは、事業者・職場における新型インフルエンザ対策の計画と実行を促進するため、感染予防策と重要業務の継続を検討するにあたり必要と考えられる内容を示したものである。
- 新型インフルエンザの流行によって大多数の企業が影響を受け、従業員等に感染者が発生することが予測される。流行時においても、人命の安全確保を第一に考えるとともに、可能な限り感染拡大による社会的・経済的な影響を減じるため、事業者においては、事前に新型インフルエンザに対する行動計画を策定し、周到な準備を行うとともに、発生時には計画に基づいて冷静に行動することが必要である。
- 新型インフルエンザ対策は、不要不急の外出自粛、学校や職場等の一時休止、各事業者における業務縮小等によるヒトの接触機会の抑制など、薬剤を用いない措置と、ワクチンや抗インフルエンザウイルス薬等の薬剤を用いた措置を組み合わせて総合的に行うことが必要である。
- 特に、薬剤を用いない措置については、社会全体で取り組むことにより効果を発揮するものであり、すべての事業者が職場における感染予防に取り組むとともに、感染拡大を防止する観点から、継続する重要業務を絞り込むとともに、可能な範囲で業務の縮小・休止を積極的に検討することが望まれる。また、我が国の人口の約半数が何らかの職業に従事していることを考慮すると、職場が新型インフルエンザ対策に関する正確な情報の伝達や、感染予防に必要な行動を促す場として機能することも期待される。
- 本ガイドラインは、新型インフルエンザ流行時の職場で想定される状況や執るべき措置について提示し、事業者に適切な行動を促すことで、感染予防と被害の最小化を図るとともに、社会の機能を維持し、国民生活の安全・安心を確保することを目的とする。新型インフルエンザによる被害の特徴を踏まえると、事業者が自主的に行動計画の検討を行い、準備を行うことは、企業の存続のみならず、その社会的責任を果たす観点からも重要であるといえる。

(2) 国の対策

- 厚生労働省ではWHOのパンデミックフェーズ分類を参考にした「新型インフ

ルエンザ対策行動計画」を平成17年11月策定し（平成19年10月改定）、関係府省庁で構成される「鳥インフルエンザ等に関する関係省庁対策会議」で承認されたところである。さらに、新型インフルエンザに対する対策を具体化するために、本ガイドラインも含め公衆衛生、医療、社会対応の各部門でガイドラインを作成している。

- また、新型インフルエンザの流行を防止するために、プレパンデミックワクチンの製造備蓄や抗インフルエンザウイルス薬の備蓄、医療体制の整備など、日本国内での発生に備えた対策を行っている。

（3）本ガイドラインの見直し等

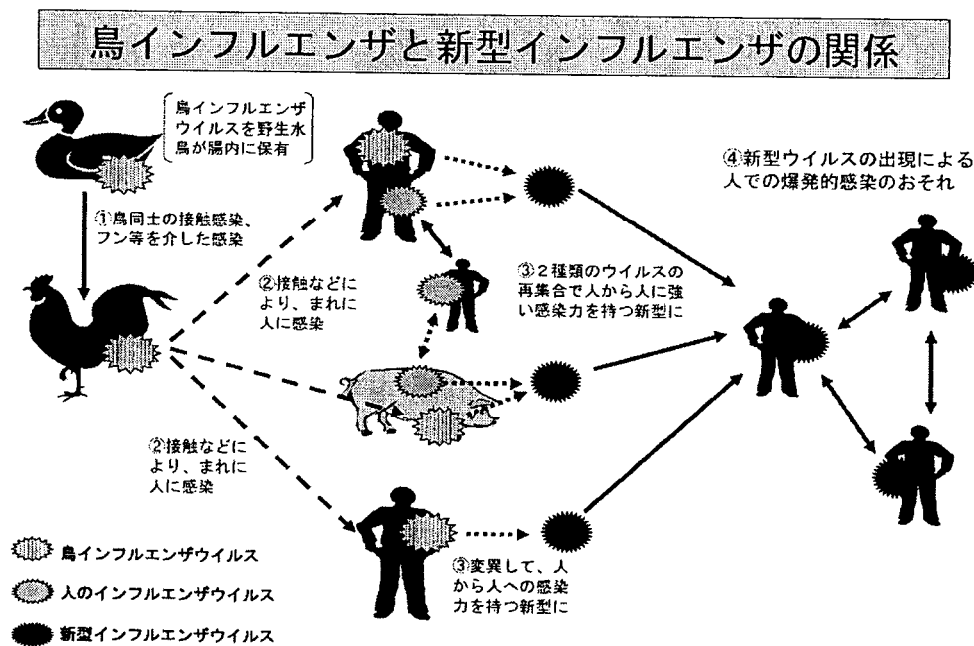
- 新型インフルエンザの流行は、必ずしも予測されたように展開するものではなく、発生する事態も様々であると予想され、ウイルスの知見もまだ十分に得られていない。そのため、今後の情勢の変化や新しい科学的知見や技術革新等を踏まえて、このガイドラインは、随時見直し、必要に応じて修正を加えていくものとする。
- 事業継続計画（BCP）については、中央防災会議（内閣府）が主に地震災害を想定して策定した「事業継続ガイドライン（第一版）」を公表している。本ガイドラインでは、事業継続の検討における新型インフルエンザの留意点について示すものであり、事業継続計画の策定方法等については、中央防災会議（内閣府）等の資料の他、巻末に示す参考資料等を参照されたい。

2. 新型インフルエンザの基礎的知識

(1) 新型インフルエンザの出現

① 新型インフルエンザの概要

新型インフルエンザウイルスとは、動物、特に鳥類にのみ感染していた鳥インフルエンザウイルスが、当初は偶発的にヒトに感染していたものが、遺伝子の変異によって、ヒトの体内で増えることができるように変化し、さらにヒトからヒトへと効率よく感染するようになったものがある。このウイルスがヒトに感染して起こる疾患が新型インフルエンザである。



- 新型インフルエンザウイルスは、人間界にとっては未知のウイルスでヒトは免疫を持っていないため、容易にヒトからヒトへ感染して広がり、急速な世界的大流行（パンデミック）を起こす危険性がある。
- 鳥インフルエンザウイルスにも様々な種類があるが、現在最もこの新型インフルエンザに変異しそうなウイルスとして取り上げられているのは、鳥インフルエンザ(H5N1)と呼ばれるものである。しかしながら、近年 H7 と呼ばれる型も流行の可能性が示唆されており、どの型が流行するかは明らかではない。

② 新型インフルエンザと通常のインフルエンザの違い

- 新型インフルエンザと通常のインフルエンザの違いについて、現段階で想定される違いを表1に示す。

表1 新型インフルエンザと通常のインフルエンザとの違い

項目	通常のインフルエンザ	新型インフルエンザ
発病	急激	急激
症状 (典型例)	38℃以上の発熱 咳、くしゃみ等の呼吸気症状 頭痛、関節痛、全身倦怠感等	未確定（発生後に確定）
潜伏期間	2～5日	未確定（発生後に確定）
ヒト－ヒト感 染性	あり（かぜより強い）	強い
発生状況	流行性	大流行性／パンデミック
死亡率	0.1%以下	未確定（発生後に確定） ※アジア・インフルエンザ：0.5% スペイン・インフルエンザ：2%

- 通常のインフルエンザはインフルエンザウイルスに感染して起こる病気で、かぜよりも、比較的急速に悪寒、高熱、筋肉痛、全身倦怠感を発症させるのが特徴である。
- 新型インフルエンザの症状は未確定であるが、大部分のヒトが免疫を持っていないことになるため、通常のインフルエンザと比べると爆発的に感染が拡大し、非常に多くの人が罹患することが想定されている。それと同時に罹患者のうちかなりの割合の人が肺炎などの合併症を起こし、死亡する可能性も通常のインフルエンザよりも高くなる可能性がある。
- 毎冬に流行する通常のインフルエンザは、ある程度ヒトと共存しており、高齢者や既に何らかの病気を持つ者を除き、感染による死亡率は0.1%以下である。我が国では1年間に約1,000万人がインフルエンザに罹患し、約1万人が死亡しているという研究結果もある。

③ 過去に流行した新型インフルエンザからの示唆

- 過去に流行した新型インフルエンザの一つとしてスペイン・インフルエンザ（1918年-1919年）がある。世界では人口の25～30%が罹患し、4000万人が死亡したと推計されている。当時の記録から、大流行が起こると多くの人が感染し、医療機関は患者であふれ、国民生活や社会機能の維持に必要な人材の確保が困難になるなど、様々な問題が生じることが考えられている。
- スペイン・インフルエンザでは、世界中に流行の波が到達するまで6～9ヶ月の期間であった伝えられているが、現代社会では、人口の増加や都市への人口集中、航空機などの交通機関の発達などから、世界のどこで発生しても、より短期間にまん延すると考えられる。
- スペイン・インフルエンザにおいては3回の流行の波があったが、新型インフルエンザには流行の波があり、一つの波が2ヶ月程度続くと考えられている。そのため、一度流行が終わったとしても、次の流行に備えて更なる対策を行う必要がある。

④ 新型インフルエンザの流行の警報フェーズ

- WHOは、流行の警報フェーズを表2のように6つのフェーズに分けている。2008年7月末現在のフェーズは、3である。我が国ではそれぞれのフェーズに対して、国内非発生をA、国内発生をBとして分類しているため、国内の行動計画上は2008年7月末現在でフェーズ3Aとなる。

表2 新型インフルエンザの警報フェーズ

区分	定義	WHO フェーズ
前パンデミック期	ヒトから新しい亜型のインフルエンザは検出されていないが、ヒトへ感染する可能性を持つ型のウイルスを動物に検出	1
	ヒトから新しい亜型のインフルエンザは検出されていないが、動物からヒトへ感染するリスクが高いウイルスが検出	2
パンデミックアラート期	ヒトへの新しい亜型のインフルエンザ感染が確認されているが、ヒトからヒトへの感染は基本的に無い	3
	ヒトからヒトへの新しい亜型のインフルエンザ感染が確認されているが、感染集団は小さく限られている	4
	ヒトからヒトへの新しい亜型のインフルエンザ感染が確認され、パンデミック発生のリスクが大きな、より大きな集団発生がみられる	5
パンデミック期		
後パンデミック期	パンデミックが発生する前の状態へ、急速に回復する時期	—

- ヒトからヒトへの感染の増加が確認され、WHO の警報フェーズ 4 が宣言された後は、ヒトは新型インフルエンザに対する免疫がないため、短時間で感染が拡大し、世界的な流行となる可能性がある。このような状況を考えると、現在は、事業者が事前対策を検討・準備することができる貴重な時期といえる。フェーズの進展に応じた経済社会の状況や対策については、「参考 A 新型インフルエンザ発生時の社会経済状況の想定（一つの例）」を参照されたい。
- なお、現時点の鳥インフルエンザ（H5N1）発生国やヒトでの発生事例については、厚生労働省のホームページで公表している。
 - ・ 新型インフルエンザ対策関連情報
<http://www.mhlw.go.jp/bunya/kenkou/kekkaku-kansenshou04/index.html>
 - ・ 鳥インフルエンザ（H5N1）発生国及び人での発症事例
<http://www.mhlw.go.jp/bunya/kenkou/kekkaku-kansenshou02/pdf/03.pdf>

⑤ 新型インフルエンザの流行による被害想定

- 新型インフルエンザが流行した際には、全人口の約 25%が罹患し、医療機関を受診する患者数は最大で 2,500 万人になると想定されている。また、過去に流行したアジア・インフルエンザやスペイン・インフルエンザのデータに基づき推計すると、入院患者は 53 万人～200 万人、死亡者は 17 万人～64 万人となる。
- しかし、これらはいくまでも過去の流行状況に基づいて推計されたものであり、今後発生するかも知れない新型インフルエンザが、どの程度の感染力や病原性を持つかどうかは不明である。人口密度の高い地域においてはより多くのヒトが感染する可能性もあり、地域差も出ると考えられている。
- 流行による社会への一般的な影響は次のものが想定される。
 - ・ 膨大な数の感染者（疑い例を含む）と死者
 - ・ 社会不安による治安の悪化やパニック
 - ・ 医療従事者の感染による医療サービスの低下
 - ・ 食料品・生活必需品、公共サービスの提供に従事する人（交通・通信・電気・食料・水道など）の感染による物資の不足やサービスの停止
 - ・ 行政サービスの水準低下（行政手続きの遅延等）
 - ・ 日常生活の制限
 - ・ 事業活動の制限や事業者の倒産
 - ・ 莫大な経済的損失

(2) インフルエンザウイルスの感染経路

毎年ヒトの間で流行するインフルエンザの主な感染経路は、飛沫感染と接触感染であると考えられている。現段階では、新型インフルエンザが発生していないため、感染経路を特定することはできないが、飛沫感染と接触感染が主な感染経路と推測されている。

なお、空気感染は医療現場などの極めて限定した場でのみ起こりうると考えられている。

ウイルスは細菌とは異なり、粘膜・結膜などを通じて生体内に入ることによって細胞の中でのみ増殖することができる。環境中（机、ドアノブ、スイッチなど）では状況によって異なるが数分間から長くても数十時間内に感染力を失うと考えられている。



図1 新型インフルエンザの感染経路

○ 飛沫感染

飛沫とは、咳やくしゃみにより口や鼻から飛び出す水滴である。ウイルス自体は小さいため、自分では遠くに飛ぶことはできないが、ある程度の重さのある飛沫に含まれて外に出る。

感染した人が咳やくしゃみをすることで排泄する、ウイルスを含む5ミクロン以上の飛沫が浮遊し、これを他の人が鼻や口から吸い込み、粘膜に接触することによって感染する経路である。飛沫は、空気中で1~2メートル以内しか到達しない。通常のインフルエンザウイルスは飛沫感染することから、新型インフルエンザウイルスの場合も、飛沫感染すると考えられている。

○接触感染

接触感染とは、ウイルスと粘膜等の直接的な接触、あるいは中間に介在する環境などを介する間接的な接触によって感染する経路である。

例えば、患者の咳、くしゃみ、鼻水などに含まれたウイルスが付着した手で環境中（机、ドアノブ、スイッチなど）を触れた後に、その部位を別のヒトが触れ、かつその手で自分の眼や口や鼻を触ることによって、ウイルスが媒介される。

(参考)

○空気感染

空気感染とは、飛沫の水分が蒸発して乾燥し、さらに小さな粒子(5 ミクロン以下)である飛沫核となって、空気中を漂い、離れた場所にいるヒトがこれを吸い込むことによって感染する経路である。飛沫核は空気中に長時間浮遊するため、対策としては特殊な換気システム（陰圧室など）やフィルターが必要になる。

現時点において、新型インフルエンザウイルスの主な感染ルートとして考えられているのが飛沫感染、接触感染であり、空調等を通して感染する可能性のある空気感染が一般的に起きているとする科学的根拠はない。したがって、現時点において、事業所等が空気感染を想定した対策を講じる必要はないと考えられる。

(3) 薬剤を用いた新型インフルエンザ対策

国では新型インフルエンザ対策の一つとして、新型インフルエンザワクチン、抗インフルエンザウイルス薬を用いた対策を行っている。

新型インフルエンザの発症予防や重症化防止に効果が期待できるワクチンとして、パンデミックワクチンとプレパンデミックワクチンがある。パンデミックワクチンとは、ヒト-ヒト感染を引き起こしているウイルスを基に製造されるワクチンであり、国民全員分を製造する計画である。発症予防や重症化防止の効果があると考えられているが、実際に新型インフルエンザが発生しなければ製造できない。現時点では新型インフルエンザ発生後、より短期間で製造するための研究開発に取り組んでいる。

プレパンデミックワクチンとは、新型インフルエンザウイルスが大流行を起こす以前に、トリーヒト感染の患者又は鳥から分離されたウイルスを基に製造されるワクチンである。政府は現在流行している鳥インフルエンザウイルス（H5N1）に対するワクチンをプレパンデミックワクチンとして製造、備蓄している。

新型インフルエンザの治療薬としては、毎年流行する通常インフルエンザの治

療に用いられているノイラミニダーゼ阻害薬が有効であると考えられている。ノイラミニダーゼ阻害薬には、経口内服薬のリン酸オセルタミビル（商品名：タミフル）と経口吸入薬のザナミビル水和物（商品名：リレンザ）があり、国での備蓄を行っている。

なお、詳細については「新型インフルエンザワクチン接種に関するガイドライン」、「抗インフルエンザウイルス薬に関するガイドライン」を参照されたい。

（４） 個人や事業者が実施できる具体的な感染予防策

新型インフルエンザの感染予防策は、一般の人々が普段の生活の中で実施できるものが多い。有効と考えられる感染予防策としては、以下があげられる。

- ・ ヒトとの距離の保持
- ・ 手指衛生
- ・ 咳エチケット
- ・ 職場の清掃・消毒
- ・ 通常のインフルエンザワクチンの接種

① ヒトとの距離の保持

最も重要な感染予防策は、ヒトとの距離を保持することである。特に感染者から適切な距離を保つことによって、感染リスクを大幅に低下させることができる。逆に、ヒトが社会活動を行うことで、感染リスクが高まると言える。

<目的>

咳、くしゃみによる飛沫感染予防

<効果>

通常、飛沫はある程度の重さがあるため、発したヒトから1~2メートル以内に落下する。つまり2メートル以上離れている場合には感染するリスクは低下する。

<方法>

感染者の2メートル以内に近づかないことが基本となる。不要不急な外出を避け、不特定多数の者が集まる場には極力行かないよう、業務のあり方や施設の使用方法を検討する。

②手指衛生

手指衛生は感染対策の基本であり、外出からの帰宅後、不特定多数の者が触る